

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第25号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表その他市の執行機関の附属機関の委員及びその他の委員等の項中「日額6,000円」の次に「(特に高度の専門的な知識経験等を要する職にある者が委員又は委員等である場合であって、この額により難いと認められるときは、日額15,000円)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第26号

伊賀市国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険給付費支払準備基金条例（平成16年伊賀市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「後期高齢者支援金」を「国民健康保険事業費納付金」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市国民健康保険給付費支払準備基金条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第27号

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険診療所条例（平成16年伊賀市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 名称 伊賀市国民健康保険阿波診療所

(2) 位置 伊賀市猿野1339番地1

第3条の表を次のように改める。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前9時から 正午まで 午後2時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで 午後2時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで 午後2時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで	午前9時から 正午まで 午後2時から 午後5時まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第28号

伊賀市火入れに関する条例の一部を改正する条例

伊賀市火入れに関する条例（平成16年伊賀市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に改め、「若しくは」の次に「乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」を加え、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第29号

市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例
市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例（平成16年伊賀市条例第207号）の一部を次のように改正する。

題名中「市営住宅松尾団地」を「市営住宅」に改める。

第1条中「市営住宅松尾団地」を「市営住宅（伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）に定義する市営住宅をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条の表に次のように加える。

市営住宅河合団地駐車場	伊賀市田中48番地2及び49番地1
-------------	-------------------

第3条を削る。

第4条第1項中「前条に規定する使用者資格のある者で」を削り、「する者」の次に「（当該駐車場のある市営住宅に入居している者又は入居の決定を受けた者に限る。以下「使用者」という。）」を加え、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第5条第2項中「返還した日」を「、返還した日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 新たに駐車場の使用を開始した場合又は駐車場を返還した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の当該駐車場の使用料は、日割計算による。

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免又は徴収猶予）

第5条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、必要と認める者に対して市長が定めるところにより使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(1) 使用者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 使用者が著しい疾病にかかったとき。

(3) 使用者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき。

第8条中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に改める。

第9条中「取り消し、又はその明渡しを命ずる」を「取り消す」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 市営住宅に入居しなくなったとき。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

青山保健センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第30号

青山保健センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第126号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。